○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等（第三条―第五条）
第一節　通則（第三条―第十四条）
第二節　運送の申込み及び引渡し（第十五条・第十六条）
第三節　積付け（第十七条・第十八条）
第四節　指図（第十九条・第二十条）
第五節　事故（第二十一条・第二十二条）
第六節　運賃、料金等（第二十三条―第三十八条）
第七節　運賃、料金等（第三十九条―第四十三条）
第八節　責任（第四十四条―第四十六条）
第九節　運送賠償額（第四十七条―第四十九条）
第三章　積込み又は取卸し等（第五十条―第五十四条）

第一章　総則

（**事業の種類**）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（**適用範囲**）

第二条　当店の運送経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（**受付日時**）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（**運送の順序**）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店の指示がある場合は、この限りでありません。

（**引渡期間**）

第五条　発送期間　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を含算した期間とします。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積及びにその荷造りの種類及び個数

三　集貨及び配達を当店に依頼するときは、その旨

四　集貨及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び号室若しくは階数）

五　運送の救援種別

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第二十四条に規定する待機時間料、第二十五条に規定する積込み又は取卸しに要する附帯業務料等をいう。）及び支払方法

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　高価品については、貨物の種類及び価額

九　第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

十　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送保険に付するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　木材積載の有無

十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で当店が定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込みを受けるときは、前項の運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを求めることができます。この場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを求めることができます。この場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを求めることができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（**運送の引受け**）

第六条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることができるときは、次に掲げるものをいいます。

一　集貨及び配達を当店が行うときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

二　運賃、料金等の額

2　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることができるときは、次に掲げるものをいいます。

一　集貨及び配達を当店が行うときは、その旨

二　運賃、料金等の額

（**運送の拒絶及び引受け**）

第七条　当店は、次の各号の一に該当するときは、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　申込者が、前条第一項の規定による承諾の拒否をしたとき。

二　当該運送が、法令の規定又は当店の検査基準に適合しないとき。

三　当該運送に関し、申込者から別の運送申込書の提出を求められたとき。

四　当該運送が、当店の運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金属石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

二　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

三　前項第二号の「キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

3　この運送約款において「貴重品」とは、第二項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（**運送の救援種別等で明らかな場合**）

第八条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた中に荷送人をいう。以下同じ。）が運送の救援種別等で明らかな場合には、必要な荷造りを要求します。

2　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認めたときは、かつ、荷送人が出席により荷造りの不備により損害を与えないと認めたときは、その荷造りを引き受けることがあります。

（**外装表示**）

第九条　当店は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　個数

三　品名

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札を貨物に付けることができます。

（**動物等の運送**）

第十条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当該貨物の運送につき、付添人を付けること。

二　当該貨物の運送につき、特殊な設備を必要とすること。

（**危険品について特別**）

第十五条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に記載するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の運送上必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（**運送経過報**）

第十六条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送の経過について荷送人から請求があったときは、これを報告します。

第二節　運送の申込み及び引渡し

（**運送の申込み**）

第十七条　当店は、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積及びにその荷造りの種類及び個数

三　集貨及び配達を当店に依頼するときは、その旨

四　集貨及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び号室若しくは階数）

五　運送の救援種別

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第二十四条に規定する待機時間料、第二十五条に規定する積込み又は取卸しに要する附帯業務料等をいう。）及び支払方法

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　高価品については、貨物の種類及び価額

九　第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

十　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送保険に付するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　木材積載の有無

十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で当店が定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込みを受けるときは、前項の運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを求めることができます。この場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを求めることができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（**運送の引受け**）

第十八条　当店は、第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることができるときは、次に掲げるものをいいます。

一　運賃、料金等の額

2　当店は、前項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることができるときは、次に掲げるものをいいます。

一　集貨及び配達を当店が行うときは、その旨

二　運賃、料金等の額

（**運送の拒絶及び引受け**）

第十九条　当店は、次の各号の一に該当するときは、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　申込者が、前条第一項の規定による承諾の拒否をしたとき。

二　当該運送が、法令の規定又は当店の検査基準に適合しないとき。

三　当該運送に関し、申込者から別の運送申込書の提出を求められたとき。

四　当該運送が、当店の運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金属石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

二　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第二号の「キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

3　この運送約款において「貴重品」とは、第二項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（**運送の救援種別等で明らかな場合**）

第二十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた中に荷送人をいう。以下同じ。）が運送の救援種別等で明らかな場合には、必要な荷造りを要求します。

2　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認めたときは、かつ、荷送人が出席により荷造りの不備により損害を与えないと認めたときは、その荷造りを引き受けることがあります。

（**外装表示**）

第二十二条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　個数

三　品名

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札を貨物に付けることができます。

（**動物等の運送**）

第二十三条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当該貨物の運送につき、付添人を付けること。

二　当該貨物の運送につき、特殊な設備を必要とすること。

（**危険品について特別**）

第二十四条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に記載するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の運送上必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（**運送経過報**）

第二十五条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送の経過について荷送人から請求があったときは、これを報告します。

第三節　積付け

（**積付け**）

第二十六条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2　シート、ロープ、建木、台木、充てん材その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（**受取及び引渡しの場所**）

第二十七条　当店は、運送申込書に記載された積置先又は発送地において荷受人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷送人の指定する者に貨物を引き渡します。

（**管理を要する貨物の引渡し**）

第二十八条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の運送をもって荷受人に対する引渡しとします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先において荷受人と同居する者又はこれに準ずる者

二　船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（**当店指定の引渡し**）

第二十九条　当店は、貨物を運送するに当たり、荷受人の指定する者に貨物を引き渡すことができます。

2　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わないときは、当該荷送人に対する運送の引受けをしないことがあります。

3　当店が、前項の規定により荷送人との運送契約によって占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（**指図の留保**）

第三十条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、運送を行わないことがあります。

2　当店は、荷送人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合において、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の受取を催告し、その期間経過後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（**引渡不能の場合の寄託**）

第三十一条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、倉庫証券を作らせたときは、その証券を留置することがあります。

4　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（**引渡不能の貨物の競売**）

第三十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物について競売をすることがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（**引渡不能の貨物の供託**）

第三十三条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（**危険品等の処分**）

第三十四条　当店は、第二十五条の規定による通知が明らかでなかった爆発、発火その他危険な貨物があることを発見したときは、荷送人の費用をもってその貨物を破棄し、又は無害にする処分をすることができます。

2　当店は、前項の処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（**事故証明書の発行**）

第三十五条　当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月を経過した日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情があるときは、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第五節　指図

（**貨物の処分権**）

第三十六条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分による指図をすることができます。

2　荷送人は、前項の指図をしようとするときは、当該指図に係る貨物の運賃、料金等の額を当店に支払わなければなりません。

3　荷送人は、第一項の指図をしようとするときは、荷受人が貨物の引渡しをしたとき、又は荷受人に対する貨物の引渡しをしたときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

（**指図に応じない場合**）

第三十七条　当店は、運送上の支障があるためやむをえないと認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節　事故

（**事故の際の指図**）

第三十八条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一　貨物の著しい減失、損傷その他の損害を発見したとき。

二　相当の期間、当該運送の中断をすることがやむをえないとき。

2　当店は、前項の場合において、指図を待っていてはやむをえないときは当店の定めた期間内に荷送人から指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の最善と認める処分をすることができます。

3　第一項の規定による指図は、第三十五条の規定による通知が明らかでなかった爆発、発火その他危険な貨物があることを発見したときは、荷送人の費用をもってその貨物を破棄し、又は無害にする処分をすることができます。

4　前項の処分をしようとするときは、当該貨物の保管場所を管轄する警察署長その他の公共の安全を維持する責任を有する者にその旨を通知しなければなりません。

（**運賃、料金等**）

第三十九条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、別に定めるところにより、運賃、料金等の支払方法は、現金又は当店が認めた場合には小切手による支払とします。

2　前項の運賃、料金等の額は、別に定めるところにより、当店が別に定める運賃、料金等の額とします。

（**運賃、料金等の収受方法**）

第四十条　当店は、運賃、料金等の全部又は一部が災害その他やむを得ない事由により滅失し、又は損傷を生じたときは、その滅失又は損傷を生じた部分に対する運賃、料金等を請求しません。この場合において、既に運賃、料金等を収受しているときは、これを払い戻します。

2　当店は、運賃、料金等の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任によって滅失し、又は損傷を生じたときは、その滅失又は損傷を生じた部分に対する運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等を収受しているときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（**運賃、料金等の収受時期**）

第四十一条　当店は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対し運賃、料金等を収受します。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、貨物の引渡しをすべきときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わないときは、その貨物について、運賃、料金等の額に確定しがたいやむを得ない事由があるときを除き、その貨物の引渡しをすべきときまでに、荷送人又は荷受人に対し、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求することがあります。

3　当店は、前項の規定により荷送人又は荷受人に対し運賃、料金等の額を通知したときは、その通知をした日から起算して十四日（五パーセント以内の休日を含む。）を経過した日までに運賃、料金等の支払がないときは、その貨物について、運賃、料金等の額に確定しがたいやむを得ない事由があるときを除き、その貨物の引渡しをすべきときまでに、荷送人又は荷受人に対し、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求することがあります。

（**待機時間料**）

第四十二条　当店は、車両が貨物の発荷又は着荷に関し荷送人又は荷受人の責任により待機した時間（荷送人又は荷受人が第十一条第一項の規定により貨物の積込み若しくは取卸しに要する附帯業務を行う場合にあっては、その附帯業務に要した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

（**延滞料**）

第四十三条　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、引渡しをした日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

（**運賃精算**）

第四十四条　当店は、貨物の全部又は一部が災害その他やむを得ない事由により滅失し、又は損傷を生じたときは、その滅失又は損傷を生じた部分に対する運賃、料金等を請求しません。この場合において、既に運賃、料金等を請求しているときは、これを払い戻します。

2　当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任によって滅失し、又は損傷を生じたときは、その滅失又は損傷を生じた部分に対する運賃、料金等を請求することがあります。

（**事故等と運賃、料金等**）

第四十五条　運賃、料金等の額は、第二十七条の規定により積置先又は発送地において、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等を収受しているときは、この限りでありません。

2　前項の場合において、運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人又は荷受人に対し、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求します。

3　荷送人又は荷受人が、前項の規定による請求があった日から起算して十四日（五パーセント以内の休日を含む。）を経過した日までに運賃、料金等の支払をしないときは、その貨物について、運賃、料金等の額に確定しがたいやむを得ない事由があるときを除き、その貨物について、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求することがあります。

（**運賃、料金等**）

第四十六条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、別に定めるところにより、当店が別に定める運賃、料金等の額とします。

2　前項の運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一つ又は二つ以上の運賃、料金等の額を適用することができます。

3　第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貨物の運送に係る燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

4　前項の運賃、料金等及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**運賃、料金等**）

第四十七条　運賃、料金等　運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**運賃、料金等**）

第四十八条　運賃、料金等　運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**運賃、料金等**）

第四十九条　運賃、料金等　運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**利用運送及び利用運送手数料**）

第五十条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。

2　当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を収受します。

3　特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もった手数料を収受します。

4　第一項の通知を行なかった場合については、当店の責任においてこれを行います。

5　シート、ロープ、建木、台木、充てん材その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第三節　積付け

（**積付け**）

第五十一条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2　シート、ロープ、建木、台木、充てん材その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（**受取及び引渡しの場所**）

第五十二条　当店は、運送申込書に記載された積置先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷送人の指定する者に貨物を引き渡します。

（**管理を要する貨物の引渡し**）

第五十三条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の運送をもって荷受人に対する引渡しとします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先において荷受人と同居する者又はこれに準ずる者

二　船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（**当店指定の引渡し**）

第五十四条　当店は、貨物を運送するに当たり、荷受人の指定する者に貨物を引き渡すことができます。

2　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わないときは、当該荷送人に対する運送の引受けをしないことがあります。

3　当店が、前項の規定により荷送人との運送契約によって占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（**指図の留保**）

第五十五条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、運送を行わないことがあります。

2　当店は、荷送人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合において、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の受取を催告し、その期間経過後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（**引渡不能の場合の寄託**）

第五十六条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、倉庫証券を作らせたときは、その証券を留置することがあります。

4　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（**引渡不能の貨物の競売**）

第五十七条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物について競売をすることがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（**引渡不能の貨物の供託**）

第五十八条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（**危険品等の処分**）

第五十九条　当店は、第二十五条の規定による通知が明らかでなかった爆発、発火その他危険な貨物があることを発見したときは、荷送人の費用をもってその貨物を破棄し、又は無害にする処分をすることができます。

2　当店は、前項の処分をしようとするときは、当該貨物の保管場所を管轄する警察署長その他の公共の安全を維持する責任を有する者にその旨を通知しなければなりません。

（**貨物の処分権**）

第六十条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分による指図をすることができます。

2　荷送人は、前項の指図をしようとするときは、当該指図に係る貨物の運賃、料金等の額を当店に支払わなければなりません。

3　荷送人は、第一項の指図をしようとするときは、荷受人が貨物の引渡しをしたとき、又は荷受人に対する貨物の引渡しをしたときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

（**指図に応じない場合**）

第六十一条　当店は、運送上の支障があるためやむをえないと認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第五節　事故

（**事故の際の指図**）

第六十二条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一　貨物の著しい減失、損傷その他の損害を発見したとき。

二　相当の期間、当該運送の中断をすることがやむをえないとき。

2　当店は、前項の場合において、指図を待っていてはやむをえないときは当店の定めた期間内に荷送人から指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の最善と認める処分をすることができます。

3　第一項の規定による指図は、第三十五条の規定による通知が明らかでなかった爆発、発火その他危険な貨物があることを発見したときは、荷送人の費用をもってその貨物を破棄し、又は無害にする処分をすることができます。

4　前項の処分をしようとするときは、当該貨物の保管場所を管轄する警察署長その他の公共の安全を維持する責任を有する者にその旨を通知しなければなりません。

（**運賃、料金等**）

第六十三条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、別に定めるところにより、当店が別に定める運賃、料金等の額とします。

2　前項の運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一つ又は二つ以上の運賃、料金等の額を適用することができます。

3　第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貨物の運送に係る燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

4　前項の運賃、料金等及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**運賃、料金等**）

第六十四条　運賃、料金等　運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**運賃、料金等**）

第六十五条　運賃、料金等　運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**事故等と運賃、料金等**）

第六十六条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、第二十七条の規定により積置先又は発送地において、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等を収受しているときは、この限りでありません。

2　前項の場合において、運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人又は荷受人に対し、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求します。

3　荷送人又は荷受人が、前項の規定による請求があった日から起算して十四日（五パーセント以内の休日を含む。）を経過した日までに運賃、料金等の支払をしないときは、その貨物について、運賃、料金等の額に確定しがたいやむを得ない事由があるときを除き、その貨物について、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求することがあります。

（**運賃、料金等**）

第六十七条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、別に定めるところにより、当店が別に定める運賃、料金等の額とします。

2　前項の運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一つ又は二つ以上の運賃、料金等の額を適用することができます。

3　第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貨物の運送に係る燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

4　前項の運賃、料金等及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**運賃、料金等**）

第六十八条　運賃、料金等　運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**運賃、料金等**）

第六十九条　運賃、料金等　運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**事故等と運賃、料金等**）

第七十条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、第二十七条の規定により積置先又は発送地において、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等を収受しているときは、この限りでありません。

2　前項の場合において、運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人又は荷受人に対し、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求します。

3　荷送人又は荷受人が、前項の規定による請求があった日から起算して十四日（五パーセント以内の休日を含む。）を経過した日までに運賃、料金等の支払をしないときは、その貨物について、運賃、料金等の額に確定しがたいやむを得ない事由があるときを除き、その貨物について、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求することがあります。

（**運賃、料金等**）

第七十一条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、別に定めるところにより、当店が別に定める運賃、料金等の額とします。

2　前項の運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一つ又は二つ以上の運賃、料金等の額を適用することができます。

3　第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貨物の運送に係る燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

4　前項の運賃、料金等及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**運賃、料金等**）

第七十二条　運賃、料金等　運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**事故等と運賃、料金等**）

第七十三条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、第二十七条の規定により積置先又は発送地において、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等を収受しているときは、この限りでありません。

2　前項の場合において、運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人又は荷受人に対し、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求します。

3　荷送人又は荷受人が、前項の規定による請求があった日から起算して十四日（五パーセント以内の休日を含む。）を経過した日までに運賃、料金等の支払をしないときは、その貨物について、運賃、料金等の額に確定しがたいやむを得ない事由があるときを除き、その貨物について、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求することがあります。

（**運賃、料金等**）

第七十四条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、別に定めるところにより、当店が別に定める運賃、料金等の額とします。

2　前項の運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一つ又は二つ以上の運賃、料金等の額を適用することができます。

3　第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貨物の運送に係る燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

4　前項の運賃、料金等及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**運賃、料金等**）

第七十五条　運賃、料金等　運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**事故等と運賃、料金等**）

第七十六条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、第二十七条の規定により積置先又は発送地において、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等を収受しているときは、この限りでありません。

2　前項の場合において、運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人又は荷受人に対し、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求します。

3　荷送人又は荷受人が、前項の規定による請求があった日から起算して十四日（五パーセント以内の休日を含む。）を経過した日までに運賃、料金等の支払をしないときは、その貨物について、運賃、料金等の額に確定しがたいやむを得ない事由があるときを除き、その貨物について、運賃、料金等の額を通知し、その支払を請求することがあります。

（**運賃、料金等**）

第七十七条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、別に定めるところにより、当店が別に定める運賃、料金等の額とします。

2　前項の運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一つ又は二つ以上の運賃、料金等の額を適用することができます。

3　第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貨物の運送に係る燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

4　前項の運賃、料金等及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**運賃、料金等**）

第七十八条　運賃、料金等　運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージの運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。

（**事故等と運賃、料金等**）

第七十九条　運賃、料金等　運賃、料金等の額は、第二十七条の規定により積置先又は発送地において、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等を収受しているときは、この限りでありません。

2　前項の場合において、運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人又は荷受